

ID: 114

担当部署: 保健課

処分の概要	損害賠償との調整による返還		
例規名 根拠条項	八頭町障害者等医療費助成条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第109号		
<p><b>【根拠条文】</b> (損害賠償との調整)</p> <p>第7条 町長は、医療費の受給資格者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価格の限度において医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する金額を返還させなければならない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日